

市民憲章 ご存じですか

糸魚川市に暮らす皆さんの心が一つになるよう、平成 20 年 3 月 19 日に市民憲章が制定されました。改めて、市民憲章をご紹介します。

わたしたちの糸魚川市は、広大な日本海と姫川の東西にそびえる北アルプスや頸城の山並みに抱かれ、地域性豊かな自然遺産に恵まれた「翠(みどり)」あふれるまちです。

わたしたちは、先人が築き上げてきた尊い歴史と文化を受け継ぎ、輝くあすに向かってさらに躍進し、みんなに愛される住みよいまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

わたしたちは糸魚川市民です

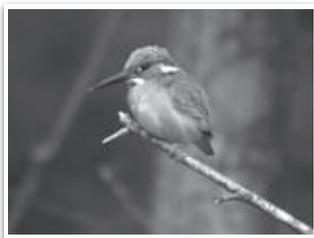
- 自然の恵みに感謝し 美しい環境をつくります
- 笑顔あふれる あたたかい家庭を築きます
- 健康で 生き生きと仕事や学習にはげめます
- お互いの絆を大切にし 思いやりの輪を広げます
- あすにゆめをもち 明るい未来を築きます



市の木 ブナ



市の花 ササユリ



市の鳥 カワセミ



市の石 ヒスイ

職場で市民憲章を唱和してみませんか

市内に住所がある企業を対象に、市民憲章のパネル(壁掛け式)をお配りします。ぜひ、職場に掲示し、市民憲章の普及・啓発にご協力ください。

◆申込方法 下記を記載し、ファックスまたはハガキでお送りください。

- | | |
|-----------------|------------|
| ① 「市民憲章パネル配布希望」 | ⑤ ファックス番号 |
| ② 会社名 | ⑥ 郵便番号・住所 |
| ③ 担当者氏名 | ⑦ 希望のパネル枚数 |
| ④ 電話番号 | |

◆申込先 住所：〒941-8501 糸魚川市一の宮 1-2-5 総務課行政係
☎ 552-1511 / FAX 552-8955

◆申込期限 7月13日(水)

◆その他 数に限りがあるため、申込み多数の場合は先着順とし、7月19日(火)以降に配布対象企業へ連絡します。



パネルサイズ：(縦)730mm×(横)520mm×(厚さ)10mm

問合先 総務課 行政係 ☎552-1511